

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 7 月 10 日

石川県知事

殿



届出者 住 所 能登町藤波24-70 ふじなみ第一団地15-2
氏 名 泉慶子
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 090-2039-9504

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 6 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	旧泉製材所		
保管事業場の所在地	能登町七見戊39 (〒927-0301)		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	泉慶子	電話番号	090-2039-9504
保管の場所	事務所		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
① 6-001	水銀灯安定器		東芝	4HT-107H-B				1 台		高濃度	パール缶	なし	分別	なし		
② 6-002	水銀灯安定器		松下	H-2526H				1 台		高濃度	パール缶	なし	分別	なし		
③ 6-003	水銀灯安定器		松下	H-2526H				1 台		高濃度	パール缶	なし	分別	なし		
④ 6-004	水銀灯安定器		松下	H-2526H				1 台		高濃度	パール缶	なし	分別	なし		
⑤ 6-005	水銀灯安定器		松下	H-2526H				1 台		高濃度	パール缶	なし	分別	なし		

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 6 月 30 日

石川県知事 馳 浩 殿



届出者 住所 富山県富山市牛島町15番1号
氏名 北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 棚田 一也
電話番号 076-441-2512

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 宇出津変電所		
保管事業場の所在地	石川県鳳珠郡能登町字宇出津レ20番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-233-8854
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
⑥ 34-005	㊟その他（ステンレス容器）						R7	1 台	3.2 kg	不明	その他（ステンレス容器）	囲い有、揭示有	分別	なし	調整中	PCB濃度不明 内容物0kg+容器3.2kg

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
⑦ 36-001	㊟その他(コンデンサ)(2-ISC)	1000 kVA	⑦日新電機(株)		S45.10 (1970)	不明	1 台	3,550.0 kg	低濃度	R6.6.28	新たに保管	PCB濃度31mg/kg
⑧ 36-001-61	㊟その他PCBを含む油(コンタミ油)						1 缶	265.0 kg	低濃度	R7.3.5 1.29	新たに保管	PCB濃度31mg/kg 36-001 抜油
⑨ 36-002	㊟その他(コンデンサ)(2-2SC)	1000 kVA			S45.11 (1970)	不明	1 台	3,200.0 kg	低濃度	R6.6.28	新たに保管	PCB濃度32mg/kg
⑩ 36-002-61	㊟その他PCBを含む油(コンタミ油)						1 缶	265.0 kg	低濃度	R7.3.5 1.29	新たに保管	PCB濃度32mg/kg 36-002 抜油

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
⑦	36-001	㊟その他 (コンデンサ) (2-ISC)	1000 kVA	㊟日新電機 (株)	S45.10 (1970)	不明	1 台	3,550.0 kg	低濃度			R7.2.5	オオノ開発 株式会社	R7.3.25	マニフェストNo. 15944906402 (総重量5500kg)
⑧	36-001-61	㊟その他PCB を含む油 (コン タミ油)					1 缶	265.0 kg	低濃度			R7.2.5	(株)富山環境整備	R7.3.5	マニフェストNo. 15922213230 (総重量530kg)

⑨	36-002	⑤その他 (コンデンサ) (2-1SC)	1000 kVA	⑦日新電 機 (株)	S45.11 (1970)	不明	1 台	3,200.0 kg	低濃 度			R7.45	材ノ開発 株式会社	R7.3.25	マニフェストNo 15944906402 (総重量5500kg)
⑩	36-002- 61	②③その他PCB を含む油 (コン タミ油)					1 缶	265.0 kg	低濃 度			R7.2.5	㈱富山環境整備	R7.3.5	マニフェストNo 15922213230 (総重量530kg)

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 宇出津変電所				
所在事業場の所在地	石川県鳳珠郡能登町宇出津レ20番地				
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広			電話番号	076-233-8854
所在の場所	事業場の所在地と同じ				

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
① 15-005	①変圧器(トランス)	15000 kVA	⑨(株)高岳製作所 (現: (株)東光高岳)	STRODLB-CL-2C	S46.6 (1971)	13190L	R8.10	調整中	1 台	49,000.0 kg	低濃度	PCB濃度7.1mg/kg 2003.5.15中部経産支局長届出
② 20-002-01	①変圧器(トランス)	10000 kVA	⑤(株)明電舎	NORS DL	S41.8 (1966)	6850L			1 台	25,600.0 kg	低濃度	PCB濃度1.7mg/kg 2008.6.24中部近畿産業保安監督部長届出 (本体)重量は4室含む 2021.7.7課電洗浄完了 残プッシング
⑤ 20-002-02	①変圧器(カム室)			LJNA 20/400-17	S41.8 (1966)	250L			1 台		低濃度	PCB濃度2.4mg/kg 2008.6.24中部近畿産業保安監督部長届出 (タップ切替開閉器室)重量は本体に含む 本体と区分して管理 2021.6.26課電洗浄完了 残プッシング

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

内訳表

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 七尾電力部 宇出津変電所		
保管事業場の所在地	石川県鳳珠郡能登町字宇出津レ20番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-233-8854
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

[illegible]

合計 3.2 kg

次長	G班長	担当
庭 (25.03.28) 田	櫻 (25.03.28) 井	後 (25.03.28) 藤



a 15944906402 a

マニフェスト番号 15944906402		登録の状態	登録	引渡し日	2025/03/11		引渡し担当者	後藤 立真	
連絡番号1		連絡番号2		連絡番号3					
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力送配電株式会社			排出事業場	名称 宇出津変電所				
	住所 〒 930-8687 富山県富山市牛島町15-1				所在地 石川県鳳珠郡能登町宇出津20番地				
	電話番号 076-441-2512 加入者番号 1234417				電話番号				
産業廃棄物	種類 7412000 PCB汚染物 (大分類名称 特定有害産業廃棄物)			数量 6750.000 kg			積定数量 5500.000 kg		
	有害物質 08 PCB			荷姿 2/バラ			数量の確定者 処分業者		
	放射性物質対象外 廃棄物の名称 PCB汚染物								
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)								
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり								
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 日本通運株式会社			運搬先の事業場	名称 オオノ開発株式会社 東温処分場				
	住所 〒 101-8647 東京都千代田区神田和泉町2番地				所在地 〒 791-0321 愛媛県東温市河之内字大小屋乙628番37外				
	電話番号 03-5801-1234 加入者番号 2006592 許可番号 001001				電話番号 089-966-4141				
	備考 160032			運搬方法		車両		車両番号(排出)	
処分業者				処分事業場	名称 オオノ開発株式会社 東温処分場				
	住所 〒 791-0242 愛媛県松山市北梅本町甲184番地				所在地 〒 791-0321 愛媛県東温市河之内字大小屋乙628番37外				
	電話番号 089-976-1234 加入者番号 3016833 許可番号 000875				電話番号 089-966-4141 処分方法				
	備考			報告区分		処分(最終)		処分終了日	
						2025/03/25		焼却	
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号]) 〒 791-0321 愛媛県東温市河之内字大小屋乙628番37外(オオノ開発株式会社 東温処分場[089-966-4141])			処分担当者		上田 徹		受入量	
						5500.000 kg		最終処分終了日	
						2025/03/25			
備考1									
備考2									
備考3									
備考4									
備考5									

処分方法: 焼却



次長	G班長	担当
	櫻 25.03.18 井	後 25.03.13 藤



a15922213230a

マニフェスト番号	15922213230	登録の状態	登録	引渡し日	2025/02/28	引渡し担当者	後藤 立真
連絡番号1		連絡番号2		連絡番号3			
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力送配電株式会社			名称	宇出津変電所		
	住所 〒930-8687 富山県富山市牛島町15-1			所在地	石川県鳳珠郡能登町宇出津20番地		
	電話番号 076-441-2512 加入者番号 1234417			電話番号			
産業廃棄物	種類 7410000 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物 (大分類名称 特定有害産業廃棄物) 有害物質 08 PCB 放射性物質対象外 廃棄物の名称 絶縁油			数量	600,000 リットル	確定数量	530,000 kg
				荷姿	その他	数量の確定者	処分業者
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)						
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 日本海環境サービス株式会社			名称	株式会社富山環境整備		
	住所 〒930-0848 富山県富山市久方町2番54号			所在地	〒939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3番地3		
	電話番号 076-444-6800 加入者番号 2011814 許可番号 000302			電話番号	076-469-5356		
備考				運搬方法	車両	車両番号(排出)	
				運搬量	600,000 リットル	運搬担当者	谷井 一繁
				有価物拾集量		運搬終了日	2025/03/03
				車両番号(収集運搬)	富山800は16-47		
処分業者	氏名又は名称 株式会社富山環境整備			名称	株式会社富山環境整備		
	住所 〒939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3番地3			所在地	〒939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3番地3		
	電話番号 076-469-5356 加入者番号 3001433 許可番号 006802			電話番号	076-469-5356		
				処分方法	焼却		
				報告区分	処分(中間)+最終	処分終了日	2025/03/05
					処分担当者	石田 敦史	
					受入量	530,000 kg	
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号]) 〒939-2638 富山県富山市婦中町吉谷字大谷1005-24他206番(株式会社 富山環境整備)				最終処分終了日	2025/03/05	
備考1	タンクローリーにて運搬						
備考2	宇出津変2-1SC、2-2SC 絶縁油						
備考3							
備考4							
備考5							

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 5 月 26 日

石川県知事

殿



届出者 7928-0435
住 所 石川県鳳珠郡能登町字宇出津新港3丁目7番地
氏 名 石川県水産総合センター
所長 木本 昭紀
電話番号 0768-62-1324

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 6 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	石川県水産総合センター				
保管事業場の所在地	石川県鳳珠郡能登町字宇出津新港3丁目7番地				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	専門研究員 白石 宏己			電話番号	0768-62-1324
保管の場所	保管事業場の所在地と同じ				

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処理業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等		台数又は 容器の 数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の 別	漏れ等 のおそれ		
	該当なし															

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
④ 24-001	変圧器（トランス）	100 KVA	松下電器産業（株）	TCF-L00 製番 30060468	S45.6月 (1970)		1 台	655.0 kg	低濃度			R6.10.31	日重環境（株）	R7.1.22	
⑤ 24-002	変圧器（トランス）	30 KVA	北陸電機製造（株）	製造番号 358481	S49.8月 (1974)		1 台	200.0 kg	低濃度			R6.10.31	日重環境（株）	R7.1.22	
⑥ 24-003	変圧器（トランス）	150 KVA	北陸電機製造（株）	機番 315060203	S49.2月 (1974)		1 台	730.0 kg	低濃度			R6.10.31	日重環境（株）	R7.1.22	

HCTK-L3

⑦	24-004	変圧器 (トランス)	75 KVA	東京芝浦電気 (株)	HCTK-L3 試験番号 6873114 S43 (1968)	1 台	615.0 kg	低濃度		R6. 10. 31	日重環境 (株)	R7. 1. 22
⑧	24-005	変圧器 (トランス)	75 KVA	北陸電機製造 (株)	機番 3756017 0 S48. 10 月 (1973)	1 台	460.0 kg	低濃度		R6. 10. 31	日重環境 (株)	R7. 1. 22
⑨	24-006	コンデンサー (3kg以上)	50 KVA	東京芝浦電気 (株)	BRTR-A6JR 組立番号 325115 試験番 (1974)	1 台	30.0 kg	低濃度		R6. 10. 31	日重環境 (株)	R7. 1. 22
⑩	6-007	コンデンサー (3kg以上)	3.77 KVA	東京芝浦電気 (株)	TLF-E2250KPR S54 (1979)	1 台	2.0 kg	低濃度		R6. 10. 31	日重環境 (株)	R7. 1. 22

※ 6-007 は
第2面の②に該当。

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

直行用

産業廃棄物管理票 (統一マニフェスト) A票

交付年月日	令和 6 年 12 月 6 日	交付番号	37483886856	整理番号		交付担当者	氏名 葛 慈
事業者 (排出者)	氏名又は名称 石川県		名称 石川県水産総合センター				
	住所 〒 920-8580 電話番号 076-225-1111 石川県金沢市鞍月1丁目1		所在地 〒 電話番号 石川県鳳珠郡能都町字出津新港3丁目7				
産業廃棄物	☐ 種類(普通の産業廃棄物)		☒ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿 有姿	
	☐ 0100 燃えがら		☐ 1200 金属くず		☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)	
	☐ 0200 汚泥		☐ 1300 金属くず		☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)	
	☐ 0300 廃油		☐ 1400 鋳さい		☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	
	☐ 0400 廃酸		☐ 1500 がれき類		☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	
	☐ 0500 廃アルカリ		☐ 1600 家畜のふん尿		☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	
	☐ 0600 廃プラスチック類		☐ 1700 家畜の死体		☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)	
	☐ 0700 紙くず		☐ 1800 ばいじん		☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)	
	☐ 0800 木くず		☐ 1900 13号廃棄物		☒ 7410 PCB等		
	☐ 0900 繊維くず		☐ 4000 動物系固形不要物		☐ 7421 廃石棉等		
☐ 1000 動植物性残さ		☐ 5000 混合廃棄物		☐ 7422 指定下水汚泥			
☐ 1100 ゴムくず		☐ 6000 水銀使用製品産業廃棄物		☐ 7423 鋳さい(有害)			
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称 日重環境株式会社北陸事業所		名称 日重環境株式会社				
	住所 〒933-0002 電話番号 0766-21-0603 高岡市吉久一丁目1番145号		所在地 〒 933-0002 電話番号 0766-21-0603 群馬県みどり市大間々町大間々2188番4外7筆				
処分受託者	氏名又は名称 日重環境株式会社赤城事業所		名称				
	住所 〒 376-0101 電話番号 0277-73-0194 群馬県みどり市大間々町大間々1668番地		所在地 〒 電話番号				
受託者の氏名又は名称 運搬担当者の氏名	日重環境株式会社北陸事業所 矢地隆幸		受領欄	運搬 終了年月日	令和 年 月 日	数量(及び単位) 有価物拾集量	
	日重環境株式会社赤城事業所 中村賢之		受領欄	処分 終了年月日	令和 年 月 日	最終処分 終了年月日 令和 年 月 日	
最終処分 を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあては委託契約書記載の番号)					照合確認 B2票 令和 年 月 日 D票 令和 年 月 日 E票 令和 年 月 日	

注意
平成17年10月1日に施行された環境省令の改正により、
従来までの担当者の氏名に加え、会社名の記入が必要で

運搬の受託

処分の受託

排出事業者控

直行用

産業廃棄物管理票 (統一マニフェスト) B2票

交付年月日 令和 6 年 12 月 6 日	交付番号 37483886856	整理番号	交付担当者氏名 葛 藤
事業者 (排出者) 氏名又は名称 石川県 住所 〒 920-8580 電話番号 076-225-1111 石川県金沢市鞍月1丁目1	事業場 (排出事業場) 名称 石川県水産総合センター 所在地 〒 電話番号 石川県鳳珠郡能都町字出津新港3丁目7		
産業廃棄物	☐ 種類(普通の産業廃棄物) ☒ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)
	☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害)		トランス5 ユ
	☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 溶剤・有機溶剤 ☐ 7010 引火性廃油(有害) ☐ 7425 廃油(有害)		コンデンサ2 ユ
	☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鉱さい ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥(有害)		産業廃棄物の名称 低濃度PCB汚染物
	☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7427 廃酸(有害)		有害物質等 PCB
	☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ(有害)		処分方法 焼却
	☐ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7210 強アルカリ(有害) ☐ 7429 ばいじん(有害)		備考・通信欄 トランス:5台 コンデンサ:2台 計:2692kg
	☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物(有害)		
	☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☒ 7410 PCB等		
	☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物系固形不要物 ☐ 7421 廃石綿等		
☐ 1000 動植物性残さ ☐ 5000 混合廃棄物 ☐ 7422 指定下水汚泥			
☐ 1100 ゴムくず ☐ 6000 水銀使用品等 ☐ 7423 鉱さい(有害)			
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり		
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり		
運搬受託者	氏名又は名称 日重環境株式会社 住所 〒933-0002 電話番号 0766-21-0603 高岡市古久一丁目1番145号	運搬先 (処分事業場)	名称 日重環境株式会社 所在地 〒 933-0002 電話番号 0766-21-0603 群馬県みどり市大間々町大間々2188番4外7筆
処分受託者	氏名又は名称 日重環境株式会社 住所 〒 376-0101 電話番号 0277-73-0194 群馬県みどり市大間々町大間々1688番地	積又は 替又は 保 え管	名称 所在地 〒 電話番号
受託者の氏名又は名称 運搬担当者の氏名	日重環境株式会社 矢地隆幸	受領欄	運搬 終了年月日 令和 6 年 12 月 10 日
	日重環境株式会社 中村賢之	受領欄	数量(及び単位) 有価物拾集量
受託者の氏名又は名称 処分担当者の氏名	日重環境株式会社 877	受領欄	最終処分 終了年月日 令和 年 月 日
	最終処分 を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)	

運搬業者 ↓ 排出事業者

注意
平成17年10月1日に施行された環境省令の改正により、
従来までの担当者の氏名に加え会社名の記入が必要です。

運搬の受託
処分の受託

照合確認

令和 年 月 日
令和 年 月 日
令和 年 月 日

COWORKS マニフェスト販売センター

直行用

産業廃棄物管理票(統一マニフェスト) D票

交付年月日	令和 6 年 12 月 6 日	交付番号	37483886856	整理番号		交付担当者氏名	萬 慈
事業者 (排出者)	氏名又は名称 石川県			事業場 (排出事業場)	名称 石川県水産総合センター		
	住所 〒 920-8580 電話番号 076-226-1111 石川県金沢市鞍月1丁目1				所在地 〒 / 電話番号 石川県鳳珠郡能都町字出津新港3丁目7		
産業廃棄物	☐ 種類(普通の産業廃棄物)		☒ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿	
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)	トランス5コ	有姿	
	☐ 0200 汚泥	☒ 1300 プラスチック類	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)	コンデンサ2コ		
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称 低濃度PCB汚染物		
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)			
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)	有害物質等	処分方法	
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)	PCB	焼却	
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)	備考・通信欄		
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☒ 7410 PCB等		トランス:5台 コンデンサ:2台 計:2692kg		
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不要物	☐ 7421 廃石綿等				
☐ 1000 動植物性残さ	☐ 5000 混合廃棄物	☐ 7422 指定下水汚泥					
☐ 1100 ゴムくず	☐ 6000 水銀使用製品産業廃棄物	☐ 7423 鋳さい(有害)					
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)						
	☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
最終処分の場所	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称 日重環境株式会社北陸事業所			運搬先の事業場 (処分事業場)	名称 日重環境株式会社		
	住所 〒933-0002 電話番号 0766-21-0603 高岡市吉久一丁目1番145号				所在地 〒 933-0002 電話番号 0766-21-0603 群馬県みどり市大間々町大間々2188番4外7筆		
処分受託者	氏名又は名称 日重環境株式会社赤城事業所			積又は保入管	名称		
	住所 〒 376-0101 電話番号 0277-73-0194 群馬県みどり市大間々町大間々1688番地				所在地 〒 電話番号		
受託者の氏名又は名称 運搬担当者の氏名	日重環境株式会社北陸事業所 矢地隆幸			運搬 終了年月日	令和 6 年 12 月 10 日	数量(及び単位)	有価物拾得量
	日重環境株式会社赤城事業所 中村賢之						
受託者の氏名又は名称 処分担当者の氏名	877 受領欄			処分 終了年月日	令和 2024 年 12 月 18 日	最終処分 終了年月日	令和 年 月 日
	最終処分を行った場所						
名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)				照合確認			
				令和 年 月 日			
				令和 年 月 日			
				令和 年 月 日			

注意
平成17年10月1日に施行された環境省令の改正により、
従来までの担当者の氏名に加え会社名の記入が必要です。

運搬の受託

処分の受託

処分業者
排出事業者

COWORKS マニフェスト販売センター

直行用

産業廃棄物管理票 (統一マニフェスト) E票

交付年月日 令和 6 年 12 月 6 日	交付番号 37483886856	整理番号	交付担当者 氏名 高 藤
事業(排出者) 氏名又は名称 住所 〒 020-8580 電話番号 076-225-1111 石川県金沢市鞍月1丁目1		事業(排出事業場) 名称 所在地 〒 電話番号 石川県鳳珠郡能都町字出津新港3丁目7	
産業廃棄物 種類(普通の産業廃棄物) ☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 ゴラス・陶磁器くず ☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鉱さい ☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物系固形不要物 ☐ 1000 動植物性残さ ☐ 5000 混合廃棄物 ☐ 1100 ゴムくず ☐ 6000 水銀使用製品等廃棄物		種類(特別管理産業廃棄物) ☒ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害) ☐ 7010 引火性廃油(有害) ☐ 7425 廃油(有害) ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7427 廃酸(有害) ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ(有害) ☐ 7210 強アルカリ(有害) ☐ 7429 ばいじん(有害) ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物(有害) ☒ 7410 PCB等 ☐ 7421 廃石棉等 ☐ 7422 指定下水汚泥 ☐ 7423 鉱さい(有害)	
数量(及び単位) トランス5台 コンテナ2台		荷姿 有姿	
産業廃棄物の名称 低濃度PCB汚染物		有害物質等 PCB	
処分方法 焼却		備考・通信欄 トランス:5台 コンテナ:2台 計:2602kg	
中間処理業者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり			
最終処分場所 名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり			
運搬受託者 氏名又は名称 住所 〒933-0002 電話番号 0766-21-0603 高岡市古久一丁目1番145号		運搬先(処分事業場) 名称 所在地 〒 933-0002 電話番号 0766-21-0603 群馬県みどり市大間々町大間々2188番4外7筆	
処分受託者 氏名又は名称 住所 〒 376-0101 電話番号 0277-73-0194 群馬県みどり市大間々町大間々1668番地		積又は保管 名称 所在地 〒 電話番号	
受託者の氏名又は名称 運搬担当者の氏名 日重環境(株)北陸事業所 矢地隆幸		数量(及び単位) 有価物拾集量	
受託者の氏名又は名称 処分担当者の氏名 日重環境(株)赤城事業所 中村賢之		最終処分 2025. 1. 22	
最終処分を行った場所 名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載場所及び委託契約書記載の番号) 14.メルテックいわき株式会社 TEL 0246-84-9507			

注意
平成17年10月1日に施行された環境省令の改正により、
従来までの担当者の氏名に加え会社名の記入が必要です。

運搬の受託
処分の受託

中間処理業者/最終処分業者
↓
排出事業者/中間処理業者

照合確認

令和 年 月 日
令和 年 月 日
令和 年 月 日

COWORKS マニフェスト販売センター

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

石川県知事

殿

〒927-0041 7年8月19日
石川県鳳珠郡能登町字藤波ノ字55-6届出者 株式会社 福 鳳
住所 代表取締役 野口 浩之
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0768-62-2153

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	(株) 福 鳳 ✓		
保管事業場の所在地	石川県鳳珠郡能登町藤波 字55-6 ✓		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	代表取締役 野口 浩之 ✓	電話番号	0768-62-2153 ✓
保管の場所	同上(野口キュービクル) ✓		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等 のおそれ		
① 27- 001	変圧器 (トランス)	30kVA	北陸 電機	QK	S52.8 (1977)	30087 65		1	219kg	低 濃度	なし	囲い有 標示有	分別	なし		PCB 42mg/kg

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

令和7年 4月25日

殿



届出者 住所 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
氏名 石川県農林水産部畜産振興・防疫対策課長 常川 久三
電話番号 076-225-1626

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	内浦放牧場		
保管事業場の所在地	能登町行延13字1番		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	主事	田中 智子	電話番号 076-225-1626
保管の場所	鳳珠郡能登町泉ろ43-1		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

石川県知事

殿

令和 17 年 4 月 10 日



届出者

所 石川県鳳珠郡能登町字山崎山2-4-2

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

0768-62-3377

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	能登工業		
保管事業場の所在地	石川県鳳珠郡能登町字石井り27番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	岡本 信樹	電話番号	0768 623377
保管の場所	石川県鳳珠郡能登町字石井り27番地		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
① 30-001 31-1	変圧器 (トランス)	10 KVA	松下電器産業	SCWH-ST5	S52.6 (1977)	-	1 台	102.0 kg	低濃度	R2.3	-	
② 30-002 31-2	変圧器 (トランス)	75 KVA	東京芝浦電器	HCTR-S1	S52.6 (1977)	-	1 台	525.0 kg	低濃度	R2.3	-	

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

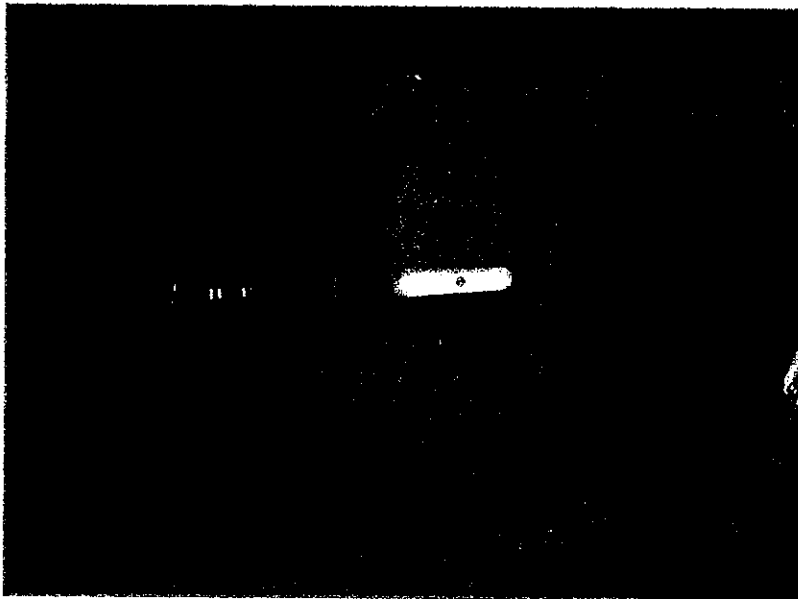
- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

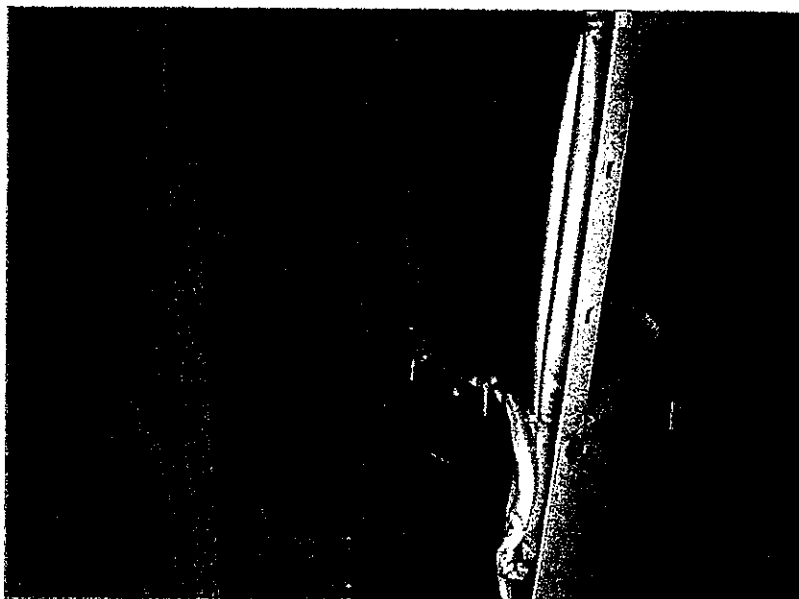
16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。



能登工業
現状トランス保管
キューピクル



能登工業
現状トランス保管
キューピクル
電灯トランス



能登工業
現状トランス保管
キューピクル
動力トランス

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(保管事業者及び所有事業者用)

石川県知事

殿



R7 年 4 月 10 日

届出者

住所 石川県鳳珠郡能登町宇出津新港2-7

氏名 株式会社たかだや 高田太兵衛
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0768-62-4811

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項(法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、令和 6 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	(株) たかだや
保管事業場の所在地	石川県鳳珠郡能登町宇出津新町105番地 (〒927-0435)
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	店長 高田迪輝
電話番号	090-8967-9065
保管の場所	倉庫内

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	漏れ等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
① 6-001	コンデンサー (3kg以上)	10 kVA	松下電器産業(株)	ZB-66003R-2	1971	AF式		1 台	19 kg	高濃度	無し	無し	分別	無し	調整中	
② 6-002	変圧器(トランス)	20 kVA	松下電器産業(株)	SNF-P00	S46.8 (1971)			1 台	151 kg	低濃度	無し	無し	分別	無し		7.8mg/kg
③ 6-003	変圧器(トランス)	50 kVA	松下電器産業(株)	SNF-P00	S46.9 (1971)			1 台	278 kg	低濃度	無し	無し	分別	無し		3.5mg/kg

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	①と同じ											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度 区分	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	廃棄予定 年月	処分業者との 調整状況	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。)

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始 年月日	所有開始 場所	所有開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数」を加えた整理番号(平成28年度の保管状況を届け出る場合の例:28-001)を付すこと。この届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器(トランス)等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」等を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること(例:不燃性油)。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を記入できないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況については、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具(例:「ドラム缶」、「なし」)。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場へ移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和7年6月23日

石川県知事

殿



届出者

〒913-0016

住 所 福井県坂井市三国町三国東3-6-23

ロジュマンルネ2-102

氏 名 中口 由美

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 090-5177-4135

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和7年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	中口建具工業		
保管事業場の所在地	能登町小木タ23-5 (〒927-0553)		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	中口 由美	電話番号	090-5177-4135
保管の場所	中口邸 (工場横)		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等 のおそれ		
① 7-001	コンデンサ (3kg未満)	20μF	関西二 井製作 所	DF式	S37.8 (1962)	SPF2020	R7年度	1台	3.05kg	高濃度	パール 缶	無し	分別	無し	IESCOと調整中	

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場へ移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

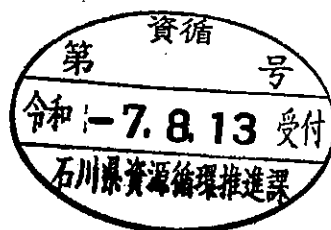
(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 8 月 13 日

石川県知事

殿



届出者 住所 石川県鳳珠郡能登町字松波 1 1 字 4 5 番地
氏名 内浦町農業協同組合
代表理事組合長 神田 美佐子
電話番号 0768-72-1237

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	内浦町農業協同組合 旧木郎米倉庫		
保管事業場の所在地	石川県鳳珠郡能登町字不動寺 8-139-1 (〒927-0622)		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	管理課 真智 達郎	電話番号	0768-72-1237
保管の場所	石川県鳳珠郡能登町字不動寺 8-139-1		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
										代表理事 組合長 神田 美			

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	代表理事 組合長 神田 美 佐子		
										0766-72-1234		

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）の期限に基づき、分別

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

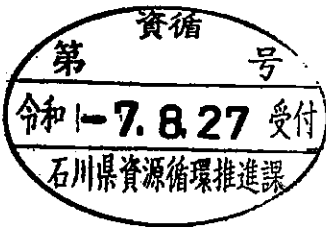
(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和7年8月27日

石川県知事 殿



届出者 住所 〒939-1121 富山県高岡市戸出光明寺2077番地39
氏名 有限会社 新田電機商会 新田利幸
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0766-30-8311

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和7年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	有限会社 新田電機商会		
保管事業場の所在地	能登町真脇15-8-4		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	新田利幸	電話番号	0766-30-8311
保管の場所	同上		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
① 7-01	コンデンサー (3kg以上)	4.52 kVA	松下電器産業	AF式		三塩化時フェニル含浸		4 台	36.8 kg	高濃度		なし	分別	なし		
② 7-02	コンデンサー (3kg以上)	2.4 kVA	松下電器産業	MP式				7 台	50.4 kg	低濃度		なし	分別	なし		

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

石川県知事

殿

令和7年8月21日



届出者 7567-0009
住 所 大阪府茨木市山手台3丁目27-28
氏 名 井端賢次
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 090-8932-8327

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和7年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	井端賢次		
保管事業場の所在地	能登町宮犬16-22-乙 (7927-0615)		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	090-8932-8327
保管の場所	同上		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
7-01	コンデンサ (3kg未満)	0.25 kVA	松下電器	AF式	S32.6 (1957)			1 台	1.5 kg	高濃度	ペール缶	なし	分別	なし		ペール缶 込みの重量

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。